

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立霊堂の使用許可証の再交付及び記載事項の変更	
根拠条例等・条項	堺市立霊堂条例（以下「条例」）第20条及び第21条	
所 管 課	建設局 公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所（霊園・霊堂）	
審 査 基 準	<p>1. 再交付及び記載事項の変更を受けようとする者は納骨壇使用許可証（書換え・再交付）申請書に市長が必要と認める書類を添えて申請しているか。 （同条例施行規則第18条）</p> <p>2. 納骨壇使用許可証の再交付にあたる場合は上記書類に手数料200円を添えて申請しているか。 （条例第21条）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日～7日
	標準処理期間を設定できない理由	